

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人 □□□□□ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 □□□□□ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県○○○に置く。
2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を高知県○○○に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、〔① 例：高齢者福祉の向上〕のために、〔② 例：高齢者、要介護者等〕を対象に、〔③ 例：介護、給食サービス、広報活動〕を行うことにより、〔④ 例：もって公益の増進〕に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) [例：保健、医療又は福祉の増進を図る活動]
- (2)
- (3)

この欄の「法」とは特定非営利活動促進法を指します。

<第 条>と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項。

<第1条>

<第2条>

注① 第1項には「主たる事務所」の所在地を記載し、第2項にはすべての「その他の事務所（＝従たる事務所）」の所在地を記載する。
注② 事務所の所在地の記載は、独立の最小行政区画（市町村）までも認められる。

<第3条>

注 特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要がある。例えば、目的には、①受益対象者の範囲、②主要な事業、③法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか。）や法人としての最終目的等を具体的かつ明確に伝わるように記載する（法第11条第1項）。

<第4条>

注 法の別表（法第2条関係）に掲げる活動種類のうち、該当するものを選択して記載する（複数の種類の選択も可）。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① [例：高齢者、要介護者に対する介護・給食サービス]
- ② [例：高齢者、要介護者に対する広報活動]

(2) その他の事業

- ① [例：寄付された物品等の販売事業]

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員**(種別)**

第6条 この法人の会員は、次の○種 [例：2種] とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (2) [例：賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体]

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

<第5条>

注① 法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注② その他の事業を行わない場合は、第1項第2号及び第2項の記載は不要。

注③ 定款に記載していない事業を新たに始めるときは、総会で定款変更を議決して、定款変更してから行う。

注④ 「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載することができる。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

注⑤ 第2項…法第5条第1項

<第6条>

注① ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注② 正会員以外に、賛助会員等異種の会員について定める場合には、正会員と区別して、第2号以降にその旨を記載する（正会員しかいなければ区分不要）。

<第7条>

注① 第6条において、正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載することもできる。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である法人又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して○年【例：2年】以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

正会員以外の会員についても同じ旨を定める場合は「会員」と記載できる（以下、定款例第11条まで同じ）。

注② 社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない（法第2条第2項第1号イ）。

<第8条>

注① 入会金又は年会費の設定がない場合は、記載を要しない。

注② (1) 入会金〇〇〇円 (2) 年会費〇〇〇円と定款で定めてもかまわない。ただし、会費の額を変更する場合には、所轄庁の定款変更認証が必要となる。

<第9条>

注 第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（定款例第11条参照）。

<第10条>

注 退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1人を理事長、○人【例：2人】を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

<第4章>

<第12条>

注① 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上とする(法第15条)。

注② 「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「○人以上○人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注③ 第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第13条>

注① 第3項…法第21条

(1) 役員総数(理事・監事)が6人以上でなければ、ある役員の配偶者もしくは三親等以内の親族は役員に就任できない。

(2) ただし、1人を超えて含まれてはいけないので、例えば、ある役員の配偶者と姪(三親等)が、共に役員に就任することはできない。

注② 第4項…法第19条

<第14条>

注① 第1項…法第16条

理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がい

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、○年【例：2年】とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後○
 【※役員任期が1年の場合は「1」、2年の場合は「2」】事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

る場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。

注② 第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

注③ 第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

注④ 第5項…法第18条 監事は代表権を有しない。

<第15条>

注① 第1項…役員任期は、2年以内において定款で定める期間とする（法第24条第1項）。

注② 第2項…法人運営の円滑化を図るため伸長規定を置くことができる。ただし、定款において役員を総会で定める旨を明記していない場合は置くことができない（法第24条第2項）。

注③ 第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

<第16条>

注 法第22条

<第17条>

注 役員解任は総会の議決のほか、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第18条>

注① 第1項

…法第2条第2項第1号(ロ)

注② 総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第5章>

<第20条>

注 法第14条の2、第14条の3

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法（以下「書面等」という。）をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から○日【例：10日】以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

<第22条>

注 法第14条の5

<第23条>

注① 第1項…法第14条の2（年1回以上は通常総会を開催する必要がある。）

注② 第2項第1号
…法第14条の3第1項

注③ 第2項第2号
…法第14条の3第2項
（5分の1以上については定款で定めれば増減できる。）

【電磁的方法とは】

電子情報処理組織を使用する方法。
例えば、電子メールなどがこれに該当する。

<第24条>

注 第3項…法第14条の4（総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも会日の5日前までに行わなければならない。）

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面等表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

<第26条>

注 定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である（法第25条第2項）。

<第27条>

注① 第1項…法第14条の6

注② 第3項…法第14条の9第1項

<第28条>

注① 第1項及び第2項
…法第14条の7

注② 第1項
…「平等なるもの」=1人
(1法人、1団体)1票のこと。

注③ 第4項…法第14条の8

<第29条>

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面等により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

注 第3項…法第14条の9第1項

第6章 理事会

<第6章>

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

<第31条>

注 総会の権能と整合性をとる（定款例第22条参照）。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上【例：3分の1】から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求

があったときは、その日から○日〔例：14日〕以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも会日の○日〔例：5日〕前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された

<第35条>

注 第2項…法第17条

議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面等により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する

<第7章>

<第38条>

<第39条>

注 特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

<第40条>

注 総会の決議以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第41条>

注 「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第42条>

注① 法第5条第2項

注② 特定非営利活動に係る事業の

る会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。〔例：4月1日に始まり翌年3月31日に終わる〕

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

みを行う場合には、記載を要しない。

<第47条>

注 法第11条第1項第10号

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、[①] に譲渡するものとする。

<第8章>

<第49条>

注① 法第25条

注② 法第25条第3項に規定する以外の事項は、事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）（定款例第2条参照）、役員の数に関する事項（定款例第12条参照）、資産に関する事項（定款例第7章参照）、会計に関する事項（定款例第7章参照）、事業年度（定款例第47条参照）、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項（定款例第8章参照）、公告の方法（定款例第9章参照）をいう。

<第50条>

注①第1号…法第31条第1項第1号

注②第2号…法第31条第1項第3号

注③第3号…法第31条第1項第4号

注④第4号…法第31条第1項第5号

注⑤第5号…法第31条第1項第6号

注⑥第6号…法第31条第1項第7号

注⑦第7号以下

…法第31条第1項第2号（定款で定めた解散事由の発生）

注⑧第2項…法第31条の2

注⑨第3項…法31条第2項

<第51条>

注① 法第11条第3項、第32条

注② [①]に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定さ

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法**(公告の方法)**

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、貸借対照表の公告については、〇〇〔例：内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載〕して行う。

れなければならない（法第11条第3項）。

注③ 帰属先を定めない場合又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか、国庫に帰属されることとなる（法第32条第2項、第3項）。

<第52条>

注 法第34条

<第9章>**<第53条>**

注① 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせること。

注② 定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合でも、次の公告は、選択した公告方法に加え、官報に掲載する必要がある。

- ・解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法第31条の10第4項）
- ・清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法第31条の12第4項）

注③ 〇〇を「この法人の掲示場に掲示」、「高知県において発行する△△新聞に掲載」、「この法人のホームページに掲載」とすることも可能（法第28条の2）。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	△△	△△
副理事長	△△	△△
副理事長	△△	△△
理事	△△	△△
同	△△	△△
同	△△	△△
監事	△△	△△
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から○年度に開催する通常総会終了時までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 ○○円
[例：正会員○○○○円 賛助会員○○○○円]
 - (2) 年会費 ○○円
[例：正会員○○○○円 賛助会員○○○○円]

<附則>

- 注① 設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。
- 注② 第2項…法第11条第2項
- 注③ 第5項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。
- 注④ 第6項…正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載する。